

2025 年 4 月 7 日

2025 年度以降に取り組む新規商品類型の選定結果について

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

2024 年 10 月 1 日から 31 日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた提案をエコマーク企画戦略委員会(第 46 回:2024 年 12 月開催、第 47 回:2025 年 3 月開催)で審議した結果、以下の案件を、2025 年度以降に着手する新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補並びに継続検討として整理することとなりましたので、お知らせします。

1. 新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補とする案件

基準策定委員会設置の目的が立った時点で、正式に「選定」とする旨を公表し、基準改定の手続きに入ります。基準策定が困難と判断された場合は「不選定」を決定します。

案件名	理由等の要旨
No.128「日用品」分類「A.食器」の焼物の再生材料の原料分類区分に「産地回収の陶器屑」の追加	現行のNo.128「日用品」分類「A.食器」の認定基準では、「焼物」の再生材料として、「使用済み陶磁器」が規定されているが、陶磁器の再生利用は、使用済み陶器以外にも、産地で回収された陶器屑(不良品や作家が販売・流通させなかった製品・作品)がある。現状廃棄されている陶磁器屑の利用を推進するため、再生材料に追加する方向で認定基準の部分改定を検討する。

2. 継続検討

現時点で、2025 年度の新規商品類型化の候補とはしませんでした。将来的に基準化を検討する候補として整理を行った案件は以下の通りです。

提案商品の開発・普及の状況、科学的知見の充実等を含めて、継続的に検討を行い、新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補とする場合は、改めてお知らせします。

案件名	理由等の要旨
カーボンリサイクル繊維	工場等から排出されるCO ₂ 、COを回収し、ポリエステル系等の原料に再資源化する技術が確立されつつある。これらカーボンリサイクルの技術やプロセスは、各社で技術開発が進められている段階であり、長期的な視点で検討すべき案件のため、製造プロセスや環境負荷低減効果などについて継続的に情報収集を行う。
プラスチック製品へのマスバランス方式の導入	製品全体の重量に対するプラスチックの重量が50%以上である製品は、No.118「プラスチック製品」の適用範囲としている。現行の認定基準では再生プラスチックの使用を主な要件としており、バイオマスプラスチック(実配合)の使用を評価する認定基準自体が導入されていない。そこで、マスバランス方式を含めたバイオマスプラスチックに関する認定基準の設定を今後の検討課題

案件名	理由等の要旨
	とし、将来的にNo.118「プラスチック製品」認定基準の全面的な見直しを検討する。
増圧ブースター給水ポンプユニット	増圧ブースター給水ポンプユニットは、配水管の圧力では給水できない中高層階などに、水圧の不足分をポンプで増圧して直結給水する方式に使われるポンプで、貯水槽方式に比べて小さい消費電力で済む利点がある。直結給水への切り替えを推奨している自治体も多く、省エネ効果も高いことから、エコマークの商品類型化として検討し、普及を後押しすることの意義は大きい。モーターの効率性だけでなく、ライフサイクルを考慮した基準策定ができるかどうか、基準化の可能性に関する調査を継続する。

以上